

石巻市監査委員告示第4号

令和5年12月28日付け石巻市監査委員告示第13号で公表した一般社団法人鮎川まちづくり協会の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和6年2月1日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

石牡鹿地第224号  
令和6年 1月31日

石巻市監査委員 堀内賢市 殿  
石巻市監査委員 清水俊雄 殿  
石巻市監査委員 渡辺拓朗 殿

石巻市長 齋藤正美

監査結果に係る措置について

令和5年12月28日付け石監第18号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

指摘事項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>牡鹿総合支所 地域振興課 （一般社団法人 鮎川まちづくり協会） 【収入事務】（令和4年度） 利用料金の保管状況について ア 利用料金（ホエールランド入館料）の取り扱いについて確認したところ、利用料金として徴収した現金は、保管高がある程度まとまった金額（50万円～100万円位）になるまで銀行に預け入れることなく、事務室内金庫にそのまま保管されていた。</p> <p>これは、一般社団法人鮎川まちづくり協会会計規則第19条第1項「金銭を出納したときは、日々銀行に預け入れ、支出に充てなければならない。」が遵守されていないだけでなく、長期間の現金保有による盗難や紛失、錯誤による使用等の危険性があることから、現在の管理方法を見直し、当該協会会計規則に基づいた適正な管理を行うこと。</p> <p>[令和4年度入館料入金状況]</p>	<p>牡鹿総合支所 地域振興課 （一般社団法人 鮎川まちづくり協会） 【収入事務】（令和4年度） 指定管理者の利用料金の保管状況については、御指摘のとおり、同団体の会計規則を遵守すべきものであり、徴収した現金については、金額の大小に関わらず、速やかに入金処理を行うべきものであります。</p> <p>このため、令和6年1月15日、指定管理者である一般社団法人鮎川まちづくり協会の代表者及び事務の総括責任者に対し、以下のとおり当課より指導しております。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>徴収した現金については、同団体の会計規則を遵守し、金額の大小に関わらず翌日（金融機関が休日の場合は、直近の営業日）に入金すること。</li><li>入金にあたっては、1日単位で集計し、徴収額と銀行への入金額を明確にすること。</li></ol>

<p>1回目：令和4年 5月 2回目：令和4年 9月※4か月現金保有 3回目：令和4年10月※1か月現金保有 以降、令和4年度は入館料入金履歴なし。</p>	<p>なお、今後は、指定管理者との基本協定第23条第2項及び第3項の規定に基づき、当課が必要と判断した場合には、収入処理の状況の確認を徹底してまいります。</p>
--	---